伊勢原市ガバメントクラウド接続及び単独利用機能の導入・運用保守業務委託  
提案書評価項目表及び評価基準

| 提案書目次 | | 記載依頼事項 | 評価基準 | 配点 |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 1仕様理解と対応方針 | | | | |
| ① | 仕様書の理解 | ・調達仕様書を確認し、ガバメントクラウド接続及び共通機能の目的について記述すること | ・本事業の目的を正しく理解しているか ・想定されている課題は適切であるか【重要項目】 | 20 |
| ② | 対応方針 | ・ガバメントクラウドの構成についてイメージ図等を用いて記述し、本業務における導入範囲を明確にすること  ・提案内容の概要（全体構成、特徴、適用範囲等）及び推奨理由について記述すること  ・想定される課題、問題点がある場合には、提案システムでの解決方法・実現方法等を記述すること | ・提案される機能・運用方法に不足がないか【重要項目】  ・システムの全体像や各課題の解決順序や手法が、具体的に記述されているか(提供機能と実現手順) |
| 2スケジュール | | | | |
| ① | スケジュール案 | ・導入から運用保守までの全工程について、（現時点で記述可能なレベルで可）具体的な作業項目単位でのスケジュール案を記述すること  ・クリティカルパスやマイルストーン等、進捗管理の上で重要となるポイントについて記述すること  ・本市及びアプリベンダー等（以下、「利用者」という。）へのパラメータシート等の提供時期について記述すること  ・契約締結後の２か月程度について、本市との協議日程と協議テーマを一覧で記述すること | ・実現性のあるスケジュールであるか  ・クリティカルパスやマイルストーン等の進捗管 理の上で重要となるポイントが記載されているか【重要項目】  ・利用者との協議内容や時期は適切であるか  ・契約締結後の2か月程度について、本市との協議日程や協議テーマが具体的に記載されており、 全体スケジュールと整合しているか | 20 |
| 3実施体制 | | | | |
| ① | 実施体制 | (1)仮稼働期間・標準準拠システム等構築期間(契約締結日翌日～令和7年11月30日)  ・本市指定様式「記入様式第13 号 業務従事メンバー状況表（体制図）」にしたがい、本稼働までの 導入体制及び要員の役割を明示し、その考え方、根拠等を記述すること。また、再委託を予定している場合には、再委託についての考え方、再委託先との役割分担について記述すること  ・本市指定様式「記入様式第14 号 業務従事メンバー状況表（従事メンバーの役割詳細）」にしたがい、上記体制図に記載したメンバーの経歴（資格、経歴・実績、得意分野、経験年数）、専任 兼任の別を記述すること | ・プロジェクト体制として適切(不十分又は過大な体制となっていないか)であるか | 30 |
| ② | 運用保守業務の体制 (令和７年１２月～３月) | (2)本稼働期間(令和7年12月1日～令和8年3月31日)  ・本市指定様式「記入様式第13 号 業務従事メンバー状況表（体制図）」にしたがい、本稼働以降の運用保守に携わる要員（資格、経歴・実績、得意分野、経験年数）及び体制について記述すること  ・本市指定様式「記入様式第14 号 業務従事メンバー状況表（従事メンバーの役割詳細）」にしたがい、システム利用者全体に与える障害が発生した場合を例に挙げ、障害発生時の対応方針、対応体制について記述すること | ・運用保守体制として適切(不十分又は過大な体制となっていないか)であるか【重要項目】  ・市民等に与える障害が発生した場合の対応が適 切に行える体制か |
| 4実績 | | | | |
| ① | 開発・運用保守実績 | ・本市指定様式「記入様式第6 号 業務実績調書 」にしたがい、人口５万人以上の市において、仕様書の 内容に類似する業務実績（契約名、契約額、発注者、契約期間等）とその開発内容（主な機能と実現方法等）及び運用保守実績（契約名、契約額、発注者、契約期間等）について記述すること | ・5万人以上の市におい て履行した実績がどの程度あるか  ・本調達仕様に類似した仕様の実績があるか | 10 |
| 5ガバメントクラウド接続環境 | | | | |
| ① | 提供する機能 | ・ガバメントクラウドの接続方法等について、図等を用いて説明すること。 | ・具体的に分かりやすく記載されているか  ・ガバメントクラウド接続に、必要十分な機能・サービスが提案されているか【重要項目】  ・利用における制限事項が明確であり、利用者負 担の少ないものであるか  ・本市に有効と考えられる追加提案があるか(追加費用が発生しない提案のみ対象) | 50 |
| ② | 導入の進め方と注意事項 | ・回線の利用に必要な手順（依頼が必要など）や制限事項があれば記載すること  ・本市の役割や協議内容について具体的に記述すること | ・具体的に分かりやすく記載されているか  ・導入の進め方に過不足がなく、適切であるか  ・導入の進め方は、本市の負担の少ないものであ るか |
| ③ | 障害対応と稼働後の変更手順 | ・障害発生時の対応（調査、対応、報告の流れ）について簡潔に記述すること  ・稼働後に、接続先の追加や帯域の変更を行う際に必要な手順について記述すること  ・本市の役割について具体的に記述すること | ・具体的に分かりやすく記載されているか  ・機能を変更するための手続き(申請方法や要協 議事項)は、具体的かつ簡素であるか  ・利用時や障害発生時の責任分界点や役割分担が 明確であり、切り分けを行う際に、利用者負担の 少ないものであるか |
| 6オブジェクトストレージ管理 | | | | |
| ① | 提供する機能 | ・オブジェクトストレージの構成や管理内容について、図解説明を付して、具体的に分かりやすく記述すること ・オブジェクトストレージ（フォルダ）の利用に必要な手順（依頼が必要など）や制限事項があれば記載すること | ・具体的に分かりやすく記載されているか  ・オブジェクトストレージの構成や管理内容が適切であるか【重要項目】  ・利用における制限事項が明確であり、利用者負担の少ないものであるか | 50 |
| ② | 導入の進め方と注意事項 | ・導入の進め方（必要なタスクと実施順）について簡潔に記述すること | ・具体的に分かりやすく記載されているか  ・導入の進め方に過不足がなく、適切であるか  ・導入の進め方は、本市の負担の少ないものであ るか |
| ③ | 障害対応と稼働後の変更手順 | ・ファイル連携を利用する標準準拠システム及び標準準拠外システムベンダー（利用ベンダー）の利用方法、運用に必要な作業（受託者、本市、利用ベンダーそれぞれ）について記述すること ・本市の役割について具体的に記述すること | ・具体的に分かりやすく記載されているか  ・機能を変更するための手続き(申請方法や要協 議事項)は、具体的かつ簡素であるか  ・利用時や障害発生時の責任分界点や役割分担が 明確であり、切り分けを行う際に、利用者負担の 少ないものであるか【重要項目】 |
| ７単独利用機能 | | | | |
| ① | 提供する機能 | ・滞納管理VPCの構成や管理内容について、図解説明を付して、具体的に分かりやすく記述すること | ・具体的に分かりやすく記載されているか  ・業務アプリケーションサーバの構成や管理内容 が適切であるか  ・利用における制限事項が明確であり、利用者負担の少ないものであるか | 20 |
| ② | 導入の進め方と注意事項 | ・導入の進め方（必要なタスクと実施順）について簡潔に記述すること | ・具体的に分かりやすく記載されているか  ・導入の進め方に過不足がなく、適切であるか  ・導入の進め方は、本市の負担の少ないものであ るか |
| ③ | 障害対応と稼働後の変更手順 | ・今後、オンプレシステムを順次ガバクラに移行することが予想されることから、アプリケーションVPCを管理する上で制限事項などがあれば記載すること  ・本市の役割について具体的に記述すること | ・具体的に分かりやすく記載されているか  ・利用時や障害発生時の責任分界点や役割分担が 明確であり、切り分けを行う際に、利用者負担の 少ないものであるか |
| ８運用保守 | | | | |
| ① | 運用保守業務の内容(受託 者) | ・本市では、共通基盤の運用保守費用低減を目指しており、運用保守費用の月額を 1,000,000 円（税込）以下とすることを目標としている。 以上を踏まえ、以下について記述すること。  ・運用保守費用の月額を1,000,000 円（税込）以下とするために、本市で実施すべき（かつ、実施可能）と考える運用保守の業務内容を記述すること | ・受託者と本市の役割分担が妥当性のある内容か  ・業務内容が必要十分であり、コスト削減が見込 めるものであるか  ・サービスの内容と範囲、品質に対する要求(達 成)水準について、考え方が明確に記載されているか。 | 50 |
| ② | 仮稼働期間における運用保守業務の内容 | ・仮稼働期間（令和６年12月１日から令和７年３月31日まで）における運用保守の内容及び本市の役割について、具体的にわかりやすく記述すること。 | ・受託者と本市の役割分担が妥当性のある内容か  ・業務内容が必要十分であり、コスト削減が見込 めるものであるか  ・本市に実施可能な内容であるか |
| ③ | 標準準拠システム等構築期間における運用保守業務の内容 | ・標準準拠システム等構築期間（令和７年４月１日から令和７年11月30日まで）における運用保守の内容及び本市の役割について、具体的にわかりやすく記述すること。 | ・受託者と本市の役割分担が妥当性のある内容か  ・業務内容が必要十分であり、コスト削減が見込 めるものであるか  ・本市に実施可能な内容であるか |
| ④ | 本稼働期間における運用保守業務の内容 | ・本稼働期間（令和７年12月１日から令和12年11月30日まで）における運用保守の内容及び本市の役割について、具体的にわかりやすく記述すること。 | ・受託者と本市の役割分担が妥当性のある内容か  ・業務内容が必要十分であり、コスト削減が見込 めるものであるか  ・本市に実施可能な内容であるか |
|  | | | | 250 |